





# ◇❖❖❖❖ 出生届を出された方へ ◇❖❖❖❖



❖ 出生届を出された方は、下記の手続きが必要となります。平日の午前9時00分から午後4時30分までに手続きをされるようお願いいたします。詳細は担当課にてご説明します。

手続き等	必要なもの	摘要	担当課・係	
①母子健康手帳への証明 	・母子健康手帳		市民課 [庁舎2階]	戸籍係 23-8705
②出産育児一時金	・国民健康保険資格確認書等 ・出産費用明細書・領収書 ・世帯主名義の預金通帳 ・医療機関直接支払制度合意文書	*国民健康保険の加入者で、海外出産や自宅出産など <u>直接支払制度</u> を利用していない方のみ。	国保年金課 [庁舎2階]	国保年金係 23-8857
③国民年金保険料の産前産後期間免除	・別世帯の子の場合、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類	*国民年金第1号被保険者で未申請の方 ※任意加入をされている方は対象になりません。		
④国民健康保険税の産前産後期間免除	・母子健康手帳	*国民健康保険の加入者 ※妊娠85日(妊娠12週)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます)。		賦課係 23-1120
⑤児童手当 ※公務員は、職場での手続きとなります。	・資格確認書等(請求者の資格確認書等) ・請求者名義預金通帳 (父母のうち生計の中心を担う方名義) ・マイナンバーがわかるもの (請求者・配偶者)	*児童手当は請求月の翌月から支給になります。 * <u>請求が遅れると遅れた分の手当が受けられませんのでご注意ください。</u> *月の後半に誕生した場合は、 <u>出生日の翌日から15日以内に</u> 請求いただくと、出生月の翌月から支給となります。	こども支援課 [庁舎3階]	給付係 23-8932
⑥こども医療費助成	・預金通帳(出生児と同居の保護者名義) ・資格確認書等(加入予定の資格確認書等)			
⑦子宝祝金 (第3子以降)	・請求者名義預金通帳(父または母)	*第3子以降の出生時に、請求者の住所が3か月以上大田原市にあること。 *出生児を含む3人以上の児童を養育していること。		
⑧産婦・新生児訪問 低体重児出生届出書	・母子健康手帳	*出生児全員		母子健康係 23-8634
⑨予防接種のお知らせ 	・母子健康手帳	*出生児全員	健康政策課 [庁舎3階]	健康政策係 23-8975
⑩保育所等	・入所申込書控え ・本人確認書類	*出生前に保育所等の申込をされた方	保育課 [庁舎3階]	保育係 23-8769

※湯津上支所総合窓口課(電話 98-2111)、黒羽支所総合窓口課(電話 54-1112)でも手続きいただけます。

※大田原市以外のご住所の方につきましては、②、③、④、⑤、⑥、⑨、⑩の手続きは住所地の市区町村の役所でご確認ください。



# 執務エリア

⑨ 予防接種のおしらせの窓口です。



⑤ 児童手当（公務員を除く）  
⑥ こども医療費助成  
⑦ 子宝祝金  
⑧ 新生児訪問の窓口です。



⑩ 保育所等の窓口です。



高齢者幸福課

健康政策課

こども支援課

保育課

福祉課

階段

エレベーター

トイレ

エスカレーター